各 (都道府県 保健所設置市 特別区) 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

興行場等に対する建築物衛生法に基づく立入検査等における周知について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(令和2年11月12日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)が発出され、記の2.(1)②において、「建築物衛生法の立入検査等における周知」が明記されたところです。

つきましては、興行場等、イベント等を開催することが想定される特定建築物の立入 検査の機会を捉え、業種別ガイドライン等(※)を配布する等により、感染防止対策のう ち、特に適切な換気の実施について周知啓発を実施いただきますよう、お願いします。

※業種別ガイドライン(https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201106)